一般質問の質問者順番と質問事項

(令和7年 第1回定例会)

| | (宣和7年 第1四定例会) |
|-----------------------|--|
| 質問順位 | 7 6番議員 天本勉 |
| 質問事項1 | 第6次基山町総合計画の策定について |
| 質問の要旨 | 基山町においては、平成28年3月に策定された「第5次基山町総合計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、現在「第6次基山町総合計画」の策定作業が進められている。 総合計画は、まちの将来像、まちづくりの基本的な方向、それに向けて取り組む施策等を定め、町の各種計画の最上位に位置する計画であると共に、町民や行政におけるまちづくりの共通の指針となるものである。 策定作業中であるが、現在の状況等について問う。 |
| 具体的な質問 及び 質問の相手 | (1) 現在の第5次基山町総合計画の評価をどのように 町 長 捉えているのか |
| | (2) 策定に向けたアンケート調査、ワークショップ、ヒ 町 長 アリング等の結果とその意見等をどのように分析し ているか |
| | (3) 第6次基山町総合計画(案)の 10 年後の将来像を 町 長 示せ |
| | (4) 10年後の将来人口を示せ 町 長 |
| | (5) 基本計画の基本的な考え方を示せ 町 長 |
| | (6) 今後のスケジュールを示せ 町 長 |
| | |

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和7年 第1回定例会)

| 質問順位 | 7 6番議員 天本勉 | |
|-----------------------|--|--------|
| | | |
| 質問事項2 | まちづくり提案に対する事業等の進捗状況について | |
| 質問の要旨 | 基山町まちづくり基本条例は、平成23年4月1日から施行されており、この条例は基山町のまちづくりに関し、基本的な事項を定めるといまちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務をいるといまなことにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的に策定されている。この条例の第16条に「町民提案制度」が規定され、町民はまちづりに関する施策や具体的な事業に関する提案、意見及び要望を町に提供することができるとされている。そこで、令和6年度のまちづくり提案に対する対応等について問う。 | 共明定 く出 |
| | (1) 令和6年度のまちづくり提案の件数と項目(安全対 町 長 策など)を示せ | |
| | (2) 令和6年度のまちづくり提案について、具体的な施 町 長 策や事業等の主な成果を示せ | |
| | | |
| 具体的な質問 及び 質問の相手 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |